

令和 6 年度第 3 回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和 7 年 2 月 10 日（月）

都庁第一本庁舎 42 階北側 特別会議室 B（対面・オンライン併用）

午後 1 時 30 分開会

○折原課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 3 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本協議会の事務局を務めております生活安全課長の折原です。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議は対面とオンラインの併用で実施いたします。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、オンラインの操作について説明いたします。

雑音やハウリング防止のため、ご発言されるとき以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、カメラについて、可能であればオンをお願いいたします。また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して再入室を試みていただければと存じます。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております電話番号にご連絡をお願いします。

それではまず、今回の出欠状況です。

公益社団法人日本ライフセービング協会副理事長・ライフセービング教育本部長の松本貴行特別委員ですが、本日所用のためご欠席です。また、オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の阪口理司様の代理出席として、消費者安全課政策企画専門官の稲垣利彦様にご出席いただいています。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。お持ちの電子ファイルまたはお配りした紙資料をご覧ください。

最初に、会議次第、委員・事務局名簿。

続いて、資料 1－1、協議会報告書（素案）。資料 1－2、協議会報告書資料編（素案）。資料 2、今後のスケジュール。

以上となります。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続けさせていただきます。ここからは仲会長に進行をお願いいたします。

○仲会長 それでは、会議次第に従い進行いたします。15 時 30 分を終了予定としておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

議事の（1）に入ります。

まず資料 1、協議会報告書（素案）の説明を事務局から一括してお願いします。

○今井課長代理 生活安全課の今井です。

それでは資料の 1－1、報告書（素案）について説明いたします。資料を共有いたします。

本編の表紙から数ページおめくりいただきまして、目次をご覧ください。目次の各所をタップですとか、クリックをしますと、各章に飛ぶことができます。また、会場にてタブレットで資料をご覧の方は、画面上右側にアイコンがございます目次をタッチしますと、各章の一覧が出てまいります。各章をタップいたしますと、その章の頭に飛びます。報告書（素案）の分量が多いので、8章の実験、9章の現状と課題、10章の提言につきましては、それぞれ素案から抜粋したファイルを、タブレットのほうにも入れておりますので、もしよろしければ適宜ご利用ください。

素案につきましては、第1章から第5章までが第1回協議会の資料、第6章から10章までが第2回協議会の資料となります。1章から8章では、各章の最初のページに概要を示しております。8章から10章につきましては、第2回協議会や会議後にいただいたご意見を踏まえて修正しております。

まず、8章の実験結果以外について、協議会資料からの主な変更点や追加点をまとめて説明し、次に資料1－2の報告書（素案）資料編について説明させていただきます。なお、第8章の実験結果の変更点は、一旦議論を挟んだ後、別途説明させていただきます。

第1章から第7章につきましては、第1回協議会、第2回協議会の会議資料から変更ございませんので説明は省略いたします。

第9章、水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用に関する現状と課題から説明いたします。資料下のページ番号 181 ページをご覧ください。

第9章の現状と課題の内容につきましては、前回、第2回協議会でお示しいたしましたので細かな説明は行いませんが、1章から8章までの内容について項目別にまとめ、提言に向けた課題を示した資料となります。こちらにつきましても、おおむね前回の資料と変わりませんが、幾つかの項目で加筆修正しておりますのでご説明いたします。

具体的にはページが飛びまして、185 ページ、PDFだと 190 ページになります。第3、商品の安全性の2番、ライフジャケットの安全性に関する消費者の意識から4番の課題につきまして、製品と商品の記載が混ざっておりましたので商品に統一しております。

また、ページを1枚めくりまして 186 ページ、第4、ライフジャケットの使用実態の2番、不適切な使用の検証につきましては過大なサイズの記載について、第8章の検証試験と記載表現を合わせたところが主な修正点になります。

ほかにつきましては特段修正はございませんので、1章から7章及び第9章までの修正

点は以上になります。

続きまして、第 10 章の説明に移ります。188 ページ、第 10 章をご覧ください。水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用に係る今後の取組(提言案)について、委員等の皆様からのご意見を踏まえて修正した点を中心に説明いたします。

提言案は、大きく第 1 から第 3 の三つに分けて記載しております。また、各項目の下のか弧書きには、想定している取組先の団体名を記載しております。

前書きは省略いたしまして、第 1、着用の促進の冒頭の文章については、ライフジャケットの着用義務の対象ではなくても体験活動時に着用必須としている団体もあることを踏まえた記載についてご意見を踏まえまして、2 文目の「一方、それ以外の水辺のレジャーでは」の後に、その旨を追記しております。

また下に移りまして、1 番、ライフジャケットの着用効果の訴求では、水辺のレジャー活動においてライフジャケットを着用する必要性について、具体的な着用効果等とともに消費者に繰り返し訴えかけると記載しております。着用効果については下に箇条書で記載しておりますが、似たような表現やあまり具体的な例示の記載が、最初皆様にお送りしたときになかったのでご意見を踏まえ、実験結果の概要や具体的な助かった事例を盛り込み、項目を三つから二つに絞ったところの変更点になります。

下に移りまして、2 番、ライフジャケットの準備の一般化となりますが、こちらは当初は「ライフジャケットの一般化」と記載しておりましたがご意見を踏まえまして、具体的な対象を絞り「準備」という言葉を加えました。ここでは「着用義務のない水辺のレジャー活動においても、ライフジャケットの準備が一般的となるよう、啓発活動を積極的に実施する」。また、関心が低い方にも着用を促すため、多面的な発信が必要ではとのご意見を踏まえ、「SNS なども活用した発信を検討する」としております。

続きまして、189 ページをご覧ください。3 の消費者の要望を反映した商品展開では、アンケートの結果より、ライフジャケットの改善してほしい点について、特徴や機能について箇条書で五つ、具体的な例も加えて記載しております。こちらについて、項目の追加や例示内容についてのご意見もございましたが、基本的にはアンケートで改善に関する内容や、普及に必要な取組に関する項目で上位にきた項目等に絞り掲載しております。

以上で、第 1 の説明となります。

続きまして、第 2、商品の選択の説明に移ります。こちらは大きく二つに分けて記載しております。

1 番の性能基準適合マーク等の周知では、アンケート結果より、商品選択時に安全性を重視している一方、性能基準適合マーク等の商品について多くの消費者がアンケートからは知らなかったことから、そのような商品の認知度向上のため、マーク等とその安全性能について消費者により届くように広報したり、簡潔で分かりやすい情報提供に努めることを記載しております。

下に移りまして、2 番の活動環境に合わせた選択ではご意見を踏まえ、具体的な水辺の活動環境として、冒頭に「静水、流水等」の言葉を加え、文章を修正いたしました。また、(1)、(2)につきましては、洗濯時の注意や活動環境についてより具体的に例示したほうがいいとの意見があった一方、案でお示しした例示が適切なものでなく、提示するのが具体的には難しいとのご意見や、提示することで逆に着用のハードルが上がるのではなどのご意見もございました。それらのご意見を踏まえ、今回の資料では例示を削除しております。

(1) 活動環境等による選択時の注意では、活動環境等によってライフジャケットの選択時に注意が必要であることを消費者に周知する。また、特性を踏まえた着用時の注意点などについての広報も併せて検討する。

下に移りまして、(2) 適応する活動環境等における表示の改善では、ライフジャケットの商品情報や取扱説明書に推奨される活動環境等の表示を検討するとしております。

以上で、第2の説明になります。

ページが変わりまして、190 ページをご覧ください。第3、適切な使用は大きく三つに分けて記載しております。

アンケート調査から、ライフジャケット着用時のベルトの締め付け不足により、体が十分に浮かばなかった事例などの回答がございました。また、検証実験から各種ベルトを緩めるなど不適切な着用時は、適切な着用時と比べて口元高さが低くなる傾向が確認されました。一方で、アンケートより締め付け不足などでライフジャケットが脱げる可能性があること、重量物で浮力体が潰れ浮力が低下する恐れがあることなどの消費者の認知度は必ずしも高くない結果となりました。これらの状況を踏まえ、消費者が適切な着用や保管等ができるよう、1 から3 番の取組を下に記載しております。

1 の正しい使用方法等の周知では、誤った着用方法や性能が低下したライフジャケットの継続的な使用などを減らすために、消費者に対し、正しく使用できるよう、適切な使用方法等を積極的に周知するとしております。具体的には、ベルトの適切な締め付け具合の確認方法や性能低下のチェック方法について、例示を加えて箇条書で示しております。また、不

適切な着用等による性能の低下などについても併せて広報するとしております。

2 の使用方法等に関する表示の改善では、ライフジャケットの着用方法や適用サイズに関する表示について、商品の表示調査結果より、商品によって表示内容を異なっていたり、アンケートより消費者が使用時の注意事項を必ずしも理解していませんでした。このことから、消費者の目により止まりやすくし、正しい使用方法等の理解や適切なサイズを選択を促進するため、以下のような表示の改善を検討するとし、消費者の目に留まりやすい表示の工夫や表示項目の追加について例示を加え、箇条書で記載しております。

下に移りまして、3 の試着の推奨では、ライフジャケットは正しい使用方法により本来の性能が発揮されますが、着用者のサイズに合ったものを選んでいるということが前提となります。商品によって形状等が異なることから、消費者に対し試着した上での購入を推奨しております。特に、子供は成長が早いのでサイズ確認が重要であることも併せて記載しております。

以上が第3 の説明となり、提言に関する内容は以上となります。

ページをめくりまして、191 ページ、192 ページをご覧ください。こちらには参考といたし、まして、提言の内容の反映にはいたりませんでした。協議会での検討の際にいただいた様々な意見について記載したのになります。個々の資料の説明については省略いたします。

以上で10 章の提言案に関する説明と資料1－1に関する説明を終わります。

資料の1－2を説明いたします。

資料の1－2は、報告書の資料編（素案）となりますけれども、こちらはアンケート調査の設問と結果の一覧。あとは素案のページ下に記載した注釈等の参考や引用参考文献を掲載したものになります。お時間があつたらご覧ください。

以上で資料説明を一旦終了いたします。よろしくお願いいたします。

○仲会長 はい、ありがとうございます。

それでは、これから検討に入ります。ただいま事務局からご説明がありましたが、まず第1 章から第7 章までと、第9 章の現状と課題について、何かあればご意見をお願いします。

まず私から、膨大な内容に対して様々なご意見があったことを丁寧に反映していただいて感謝しています。その成果もあって、ここが違うのではないかという意見が出にくいのではないかと考えています。特に、私が評価したいと思っている点は、190 ページの試着の推奨のところで、いつも大人や健康な男の人が対象になりますが、子供についてコメントがあ

ったほうがよいのではないかと前回の議論で委員からご意見をいただきました。私自身も子供が専門ということがあり、その点が気になっていましたが、今回、きちんと子供のことについて「特に子供は成長が早いのでサイズ確認が重要である」と書いていただいたことは大きな意義があると思っています。

そして、最後の参考のコメントは体系的にまとめるのはとても難しいだろうと思いました。一つ一つのご意見はとても大事なので、このような形で最後に載せていただくというのも、とてもよい取組だと思います。

委員の先生方、いかがでしょうか。

お願いします。

○米山委員 今、10章も言及してよろしいですか。

○仲会長 すみません、10章はまだでしたね。7章までと9章の現状と課題でご意見がありましたらお願いします。

ここは承認いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○仲会長 先ほど先走りしましたが、10章の議論をはじめたいと思います。

では、改めて米山委員、お願いします。

○米山委員 はい。すみません。先生が10章もお話しされているので急いで手を挙げてしまいまして、失礼いたしました。

それほど重要な指摘ではないのですが、今、まさにちょっと先生がおっしゃった最後の参考の意見というのが、私のようなこの領域の素人というか一般消費者の立場から言いますと、一番参考になるなというところでございます。私ももう一度改めて全部拝読した中で、レジャー等で船に乗るときというのはライフジャケットを着けることは法令で決まっているし、そのジャケットに関してもいろいろ表示の問題はあるにせよ、きちんとできているんだということは今回よく分かりました。

だけど、一体どんなときにライフジャケットを着用すべきなのかというのが、消費者としては非常に分かりにくい。船に乗るときは船頭さんの指示で着用することもあります。途中の議論にもありました、この参考意見にもあります水辺での遊びのときはどうなのかとか、さらにその「水辺」というのがどんなところなのかとか、そこら辺がやっぱりはっきりしないと、どういうライフジャケットをどんな場面で着用するのがいいのかが分からないと感じます。中途半端に浮いちゃったら危ないというようなコメントもありましたよね。

だけど、実験では立位したままでどこまで浮くかというのをやっているの、ライフジャケットの着用は、立位したままそんなふうにプカプカ浮くような深いところにいるときしか想定しないんだっけ？と疑問になります。子供は 10 センチの深さでも溺れるというのは、プール等での死亡事故の事例などからも分かっていることなので、深いところだけでなく浅いところで遊ぶ時にも子供を事故から守るという話と考えたときに、では、広く一般の消費者に対して、ライフジャケットの着用によって安全を守ろうよという啓発の訴求ポイントが見つからない。第 10 章のところに、消費者団体も着用効果の訴求ですとか、準備の一般化をするのに貢献せよとありましたので、じゃあ私たち消費者団体として、具体的には何を普及するんだろうと。今日の次もう一回 3 月 5 日にもこの会議があるので、もしかしたら今日ここで皆様方にプロの方とか専門家の方からお話が聞けて、最終的にはそこが追記された案が出てくるのかなとも思いました。すみません、すごく他力本願なんです、一般消費者の立場に立ったときに、動画共有サイトの活用とか、それは手段としてはもちろんしてほしいし、したいんだけど、一体中身としては、何を言うのだろうかというのが、この提言案では見えなくて悩んでしまいました。

すみません、意見というよりも何か全体のふわっとした感想でございました。

○仲会長 米山委員、ありがとうございます。

では、今のご指摘、一般消費者への訴求について、少し分かりやすく内容を伝えるとしたらどのようにしたらよいかというのを、専門の方々からアドバイスいただけるとありがたいのですがいかがでしょうか。

はい、木村委員、お願いします。

○木村特別委員 よろしいでしょうか。水難学会の木村です。よろしくお願いします。

米山委員がおっしゃるとおり、私といいますか、水難学会では当初から、例えばライフジャケットを着用して膝下の水深のところで遊ぼうとか、流されるリスクというものを考えてというような話をさせていただいたんですけれども。今回、事務局のほうでまとめたいただいた内容で非常に分かりやすくなっていますので、その中であえて入れるとすれば、例えば製造者団体のところにはなるんですけれども、どのような場所で遊ぶのが適しているのかということライフジャケットの説明書きに明記していただくということも必要かと思えます。そのような提言でしたら、この委員会から発信してもよいのかなと思います。

もう一点、その事業者に関係してくるんですけれども、仮にそれをライフジャケットに書いた場合、きっと製造業者としてはライフジャケットを着て、例えば深いところにはまって

しまつて流された。それはあくまでも分かっていることですよということを書いてしまうことになるわけですね。反対にそれで何か事故が起きて製造者責任を問われた場合は、逆にそれを目的とした道具であるということを自ら発信しているのと同じことになるということで、もしかしたらそこには弊害が出てくるのかなという気もしております。ちょっとそこは専門のメーカーの人たちにお伺いしたいところではございます。

○仲会長 はい、木村委員、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○宮村特別委員 小型船舶関連事業協議会の宮村です。

製造メーカーが集まっている団体ですので一言、今のお話に対して意見といいますか回答をさせていただきたいと思うんですが。今回の提言の中に、何々用、流水域用とかそういった形での表記をされたほうがいいでしょうという定義になるかとは思いますが。メーカーサイドからしますと、今、木村委員がおっしゃったように、その領域でのライフジャケットの有効性について言及することになります。正直、ライフジャケットを着けたからといって必ず命が助かるものでもありませんので、ちょっと言い方を間違えると製造者責任を問われる裁判ざたになりかねない状況になると思っています。だからといってそういう書き方をしていないというわけではないんですが、何々用に開発されたものですぐらしいの言い方でとどまってしまう可能性は非常に高いと思います。これは各メーカーの考え方によって表記の内容が変わってくるかと思っています。

もちろんメーカーサイドとしては、使用される状況を想定して浮力や浮力の配分、作業性なんかを考慮して製品開発しているんですが、あえて大きくそのような特別な使用方法でということを明記していないのは、やはり命に関わってくるもの。最終的に責任が取れないという言い方はおかしいんですが、何かあったときに自社を守るための防御というものは必ず起きると思いますので、提言の中で「何々用と明記をしてください」となるかもしれませんが、そのとおりにできるかどうかというと、メーカーとしては不安は残るところだと思っています。

○仲会長 分かりました。ありがとうございます。

はい、お願いします。

○宮尾特別委員 はい。川に学ぶ体験活動協議会の宮尾です。

私どもはメーカーではございませんけれども、むしろライフジャケットを使って川の体験活動を推奨している団体です。

私たちの立場は、膝下であろうと、膝から上であろうと、足がつかないところはもう当然ですけれども、川へ行くとき、水泳の訓練をすとか川で潜りをやるとかそういう特別なことを除けば、レジャーで行く人はすべからくライフジャケットを着けるべきであるという立場をとっています。浅いところだから大丈夫だということでライフジャケットを着けないということは、その子供は成長していつてもどこでも着けなくなってしまう。浅いところでもライフジャケットは着けるものであるということを、幼いときから幼稚園の時代から身につけておくことが重要であると思います。ましてや膝から上とか、足がつかないようなところに行くときには、ライフジャケットを着けないのは、私たちの立場からすると、もってのほかです。ライフジャケットを着けると流されるから危ないというのはとんでもない話で、ライフジャケットが原因で流されるというようなところに行くときにはもう既にその前にリスクがありますから、ライフジャケットを着けるべきであるという立場です。

ですから、ライフジャケットを着けると浮くよということを認識することは重要だと思いますけれども、だからライフジャケットを着けないほうがいいということには決してならないという立場をとっています。ぜひそういうふうに徹底したいと思っています。

○仲会長 ありがとうございます。

○木村特別委員 少しよろしいでしょうか。

○仲会長 はい、お願いします。

○木村特別委員 宮尾委員が先ほどおっしゃったのは、あくまでも宮尾委員たちの団体が子供たちを指導するというのが前提ですよね。つまり、子供たちがライフジャケットを着て、深いところに自由に行きなさいというわけではないんですよね。

○宮尾特別委員 いいですか。

○仲会長 どうぞ。

○宮尾特別委員 私たちは、子供たちに体験をするということを推奨、体験させたいという立場で、全て指導するというということでもないですよ。いろんな体験活動をお手伝いすることもありますから、そういうときには「ライフジャケットを着けなさい」ということです。

だから「深いところへ行けばいい」とか、そういうことを言っているわけではなくて、深いところであろうと浅いところであろうと、「ライフジャケットは着けるべきである」ということを言っている。「ライフジャケットを着けたら深いところにも行ってもいいよ」とか、そういうことを申し上げているものでは決してありません。

○木村特別委員 よろしいですか。

○仲会長 はい、どうぞ。

○木村特別委員 すみません。結局ですね、ライフジャケットは溺水を防止するものであってというところが前提になるのかなと思っていたんですね。つまり、陸上活動をしていて深いところ、例えば海とか池とか川とかに落ちたときに命を守るものであるというのが前提かなと。ということに考えれば、深いところ、例えば深みがあるから、あらかじめライフジャケットを着用してそこに行くという。行く行為というのはよくないことだと思うんですよ。ですから、監視員がいて教育の場で行かせるのと、子供たち、また家族でレジャーとして自分たちで安全管理をしないとイケない状態、その状態でライフジャケットを着ているからどこに行っても安心かといえそれは違うよねという話になる。そのところのすみ分けをきちんとしておかないと、私たちはそういうのを理解した上で話合いをしていますけれども、その過程を知らない市民の方々からすれば、こういうところが抜けた状態で結果だけを見ることになりますので、勘違いが起こるのかなということを懸念しているということです。

○仲会長 分かりました。では、誤解がないように伝わるように、ちゃんと表記するということですね。

はい、吉川さん、お願いします。

○吉川氏 S a f e K i d s J a p a n の吉川です。

今回、本当に資料のページ数を見ても非常に膨大な量だなと思っておりますし、提言も非常にきちんとまとめてくださったことに感謝しております。

私からは、今の意見に関することなんですけれども、第10章の第1ですかね、着用の促進の2のところ、ライフジャケットの準備の一般化、準備という言葉が入っているということについてですが、これはどういった場面で準備をしたらいいのかですとか、共有動画の内容ですとか、米山先生からのご意見があったことだと思うんですけれども、私たち一般人が理解するに当たって、それぞれの団体がどんな内容のものを発信できるのかというところは、ぜひ今回の団体の先生方にご意見を伺ってみたいなと思っていたところでした。

水辺の活動というのは本当にいろいろありまして、静水域ですとか流水域という、静水・流水という言葉も入っておりますが、一般的には川に行くときライフジャケットを着けようよという理解がシンプルに広まればいいなと私は思っています。そのためにどこで買ったらいいいだろう、どんな製品を選んだらいいだろうということが分かりやすくなれば

いいなと思ってまして、そういうためにはどうしたらいいんだろうというところをもう少しと分かりやすくなっていったらいいんじゃないかと思っていました。

なので、参考意見にいろいろまとめていただいたことはありますけれども、こちらは本当にこれから私どものような啓発団体がどのような発信をしていったらいいのかという点で非常に具体的に考えていく意見、提言になるんじゃないか、と思いましたし、正式な提言というところでも、川に行くときとか海に行くときもなるべく「ライフジャケットを持っていこう」というふうに思えるように、もう少し具体的な表現が必要なんじゃないかなと思いました。各団体の先生方からご意見を聞いてみたいなと思っていたところでございます。

以上です。

○仲会長 はい、吉川さん、ありがとうございます。

では、今の吉川さんのご意見に対して具体的に、例えば川に行くときに「ライフジャケットを着ていこうよ」となった際に、一般消費者が「どこで買ったらいいの」とか「どういうものを買ったらいいの」とか、そういう具体的にイメージしやすい発信の内容に対して、専門家の方々からご意見、お考えをお聞かせいただけるとありがたいです。

いかがでしょう。

お願いします。

○宮尾特別委員 まず、川へ行くときにはライフジャケットを着けようというのは、今回のこの会議のテーマで、これは必須だとマストだと思う、アウトプットとして。というのは、川というのは浅い膝から下のところもあれば、深いところもある。川は人工物じゃありませんので自然にできているので、深いところは必ずあります。流れが速いところもあれば、浅いところもある。そういうところで、行く以上は必ずリスクがあるんですよね。だから川へ行くときには、膝から下だから大丈夫というのではなくて、それから親がいるから大丈夫、大人がいるから大丈夫ということではなくて、ライフジャケットを着けるべきであると、ということ、まずこれは徹底したいというふうに思います。

どんなものをつけたらいいのかということについては、ここでいろいろな基準のマークを紹介していただいていますけれども、川用と海用との区別ぐらいはやっぱり認識をする必要があると思う。流れるところで使うやつと、それからそうでないところで使うものは重要だと思います。

○仲会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○宮尾特別委員 どこで買うかということについては、それはもう今はいろんなところで売られているので、ちょっと疑問をどこで買ったらいいかというのはありますけれども、最近スポーツショップもありますし、それからいろんなショッピングセンターでも売られていますのでいいと思いますけど。最初の頃に話題になった粗悪品ですよね。粗悪品についてのことには、ちょっとあんまり結果的には触れなかったんですけど、それはもちろんマークが付いていないのでいいんですけど。ショッピングセンターで安く売られている粗悪品、どんなものという具体的な僕たちイメージはありますけど、それはなかなか言えないんですが。それはやっぱり買わないようにするにはどうしたらいいのかというのはちょっと難しいですよ。

○仲会長 そうですね。

○木村特別委員 いいですか。

○仲会長 はい、お願いします。

○木村特別委員 先ほどのご意見でちょっと確認させていただきたいんですけど。川用と海用では分ける必要はございますか。

○宮尾特別委員 あると思います。

○木村特別委員 専門的に川遊び、海でのレジャーというふうに割り切って考えていけば当然別のものだということは理解できるんですが。ただでさえ一つを買うのも躊躇するという現実を考えたときに、海用と川用を分けて話をしたら、余計に混乱を招くかなという気がしています。

○宮尾特別委員 そういう視点でいえば、流れる川で使えるライフジャケットであれば、海でも使えると思います。ただ、海の船舶用の非常救難用に特化したライフジャケットを着て、川へ行くことについては全くお勧めできません。むしろそれは危険が多いと思います。

○木村特別委員 結局それは、例えば急流であるとかそういうことをイメージしているということですか。

○宮尾特別委員 急流といわずに川は流れがありますから、流れがあるところでは着るライフジャケットではないということですね。そこの区別は必要だと思います。

○木村特別委員 結果的にライフジャケットを着て水に入ったら、いろんなそういうリスクが出てくるということで。

○宮尾特別委員 ライフジャケットを着けて川に入ればリスクが増えるというわけじゃないです。もともとリスクがあるから、ライフジャケットを着けてくださいと。そういうこと

ですから。

○木村特別委員 私自身も水辺に行くときはライフジャケットを着ましようということには大賛成なんですね。ただ、あくまでもライフジャケットは落水をしたときに命を守るとか、深みにはまったときに命を守るものであって、それを着用しているからどこにでも入っていいというものではないというものです。

○宮尾特別委員 その考え方には反対なんですよね。落水するからライフジャケットを着けるわけではなくて、川へ行くときには川というのはリスクが多いから、ライフジャケットを着けていくべきであると。川へ入っていくわけですから、流れていくわけですから、流れていくときにやっぱり呼吸ができないような状態になるわけですから、ライフジャケットを着けてくださいということです。ライフジャケットを着けていいからどこに行ってもいいとかいう文脈にはなっていないと思いますけども。木村さんはそこを気にされているんですけど、この会議の中でそういう文脈にはなっていないと思うんですよね。ライフジャケットを着けているからどこへ行ってもいいというようなことには、レポートにも書かれていないし、議論の中でもそういう議論はないと思います。

○仲会長 それが一人歩きしないように。

○木村特別委員 そういうことですよね。

○仲会長 はい、分かりました。

○木村特別委員 ですから、どうですかね。結果的に、ライフジャケットを着用すれば安全なんだということじゃなくて、あくまでもライフジャケットを着た上でここは立ち入ってはいけないという場所はあるわけですから、そこはきちんと理解を求めないといけない。

○宮尾特別委員 ライフジャケットを着けても立ち入っちゃいけないとか、そういうのがよく理解ができないんです。木村委員はライフジャケットの何をリスクとして考えておられるのかということが、具体的にちょっとイメージができないんですよ。

○江口特別委員 よろしいでしょうか。

○仲会長 では、オンラインから江口委員、お願いします。

○江口特別委員 今日はオンラインで失礼します。水難救済会の江口です。水難救済会は、海や川は危ないから行くなではなく、安全を確保しつつ、海、川、湖、そういったところでもどんどん遊ばせて、どんどん学んで、どんどん成長して、そういうことを促していきたいという立場でございます。

そこで、ライフジャケットということになるわけですが、水辺の活動、水の中での

活動において、ライフジャケットを着けるということは確実に安全性が上がります。それをまず推奨するべきであろうというふうに思います。そして、そのライフジャケットはどういうものを選ぶかというのは、活動とか自分の泳力とかに合わせてそれぞれがちゃんと考えて、規則があれば法律があればそれに基づいてそれに準じた形でもものを選ぶ。それが不在範囲においては何がいいのかを自分で考えて、店の人と相談しながらやっていく。そういうことが安全意識を醸成し、非常に無事故につながるんだろうと思います。とにかくライフジャケットを着けるリスクと着けないリスクは、もう圧倒的に着けるほうが安全ということはいまもう分かっていますから。

あと、活動についてはまた別の議論だと思っています。この委員会においてはライフジャケットの有効性を確認して実験もしたわけですから。それをどのように国民の皆さんに勧めていくか。その上で国民の皆様がどういう活動をするか、どういうふうなライフジャケットを選んでいけばいいのか。こういったところを促していけばいいと思います。メーカーの皆さんについてはその判断が、買う人がどういうものを選ぶものがあるのか、判断しやすいような情報提供をしていくということかなと。

ということで、法律がない部分についてのライフジャケットについては、ちょっと強制的に一律に言えない部分ではないかなというふうに考えています。ただし、ライフジャケットを着けて安全に活動しましょう。事故防止にもつながります。水辺に入るとき、川に入るとき、海に入るときには、事前の備えとしてライフジャケットを強くお勧めしますと。こういうことだろうということです。

以上です。

○仲会長 はい、江口委員、ありがとうございました。

丁寧にまとめていただいて、この委員会で一番大事にしたいことはライフジャケットを着用しましょうよということで、木村委員は水難学会でいろいろな状況をご覧になっているからこそそのご意見をいただきましたが、活動場所や活動内容については、この委員会では少し別の議論として、ここではそこまで踏み込まないという整理で提言をまとめさせていただきます。

○木村特別委員 了解しています。はい。

○仲会長 はい、ありがとうございます。

○宮尾特別委員 念押しですけど、ライフジャケットのリスクをおっしゃるから、ライフジャケットのリスクとして何があるんですかということをお尋ねしたんですよね。

でもライフジャケットのリスクを語る場ではないです。むしろ推奨したい立場なのに、ライフジャケットのリスクをおっしゃるから、ライフジャケットを勧めたら、ライフジャケットを着けて深いところへ行って遊ぶからよくないとか。そうそういう議論ではないと思うんですよね、この場は。

○仲会長 はい。

今、一旦、整理させてもらった方針でよろしいでしょうか。

○宮尾特別委員 はい。

○柿沼特別委員 すみません。

○仲会長 はい、お願いします。柿沼委員。

○柿沼特別委員 はい。日本釣用品工業会の柿沼と申します。今回3回目ということで、先ほど会長からお話がありましたが、本当に様々なご意見を短い時間で事務局の皆さま、お取りまとめ、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

私どもは釣り用品メーカーの全国団体ですので、情報提供だけさせていただければなど。

まずは、釣りをする際に、消費者の皆さまがライフジャケットを選ぶとき、日本釣用品工業会ではライフジャケットの推奨表を作成させていただいています。これは先ほどいろいろお話がありましたが、釣りは、船の上もあれば、川もあれば、海の近くなど、水辺であれば色々なところでさせていただいていまして、私どもは、その全ての釣り人の皆さまにライフジャケットを着用していただきたいと思っています。まさに釣り人の皆さまもどういう場面で、どういうライフジャケットを着用したら良いのかということは、同じようにやはりお考えになるわけです。

一つは、今回の協議会での検討テーマの外側とは理解していますが、法律で着用が義務づけられている場面が釣りの場合はあります。その場合に釣りの関係業界は、国土交通省の桜マークが付いたライフジャケットの着用が必須ですということをお伝えしています。また、他の水辺ではどういうライフジャケットを着用したらいいのかということについては、J C I の C S マークの付いたライフジャケットも、ぜひ皆さん着用してくださいと、釣りの関係業界全体として推奨しています。そのような様々な釣りの環境に応じたライフジャケットの推奨表を、国交省と水産庁と海上保安庁と J C I と連携しながら作成しました。なので、もし釣りの場面でライフジャケット、どんなものを選んだらいいのかなと、お問合せがあった場合には、ぜひその推奨表を日本釣用品工業会で作成してあるので、ぜひご覧くださいとおっしゃっていただけると、皆さんに安心していただけるんじゃないかなと思いましたの

で、一応情報提供でお伝えしました。

以上です。すみません。

○仲会長 はい、ありがとうございます。推奨表を見ればよいということですね。

○柿沼特別委員 はい。

○仲会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

お願いします。

○北村委員 今の柿沼委員にご紹介いただいた件について、質問させていただきたいと思っています。

○柿沼特別委員 はい。

○北村委員 その推奨表自体は公開はされているもので、業界のホームページなどで見られるものでしょうか。

○柿沼特別委員 もちろんです。日本釣用品工業会のホームページに出ています。はい。

○友繁特別委員 製品のタグに付いている。

○柿沼特別委員 そうです。そして、釣りメーカーさまが製造されるライフジャケットにも、その推奨表自体がタグという形で製品に付けていただいていますので、店頭などでご覧いただくこともできます。

○北村委員 それを今後、いろんな消費者団体とか省庁とかにそこから普及してもらおうといったことは可能でしょうか。釣りをする方は日本釣用品工業会のホームページを見に行く可能性はまだあるかとは思いますが。

○柿沼特別委員 仰る通りですね。

○北村委員 釣りをしない方はなかなか調べてそこまでいくことはないと思うので、なるべく消費者に近いところで見える機会があるといいなと思います。

○柿沼特別委員 ありがとうございます。国でも、例えば運輸安全委員会のホームページから、先ほどの推奨表の内容を引用頂き、日本釣用品工業会のホームページに飛ぶようにしていただいているのですけれども。確かに私どもでは、いわゆる普及の力が足りない部分もあるかもしれないので、ぜひ国の関係機関の皆さんもそうですし、本日お集まりの消費者団体のご関係の皆さんも、すみません、私どもの情報提供が至らず本当に申し訳ないのですが、日本釣用品工業会のホームページの中にライフジャケットの推奨表が公表されていまして、ダウンロードもできます。釣りの世界ですと、全国の釣具店さまなどのライフジャケット売

場などに、その推奨表を貼っていただいています、それを見ながらお選びいただけるようになっています。今、投影いただいたものがそうですね。ありがとうございます。

日本の釣り関係業界の場合は、先ほど申し上げた桜マークとCSマークというライフジャケットの普及を皆で取り組んでいますので、そのマーク入りの普及啓発ポスターを作成し、それを全国の釣具店さまなどに貼っていただいたりとか、ホームページに出していただいたり。そのポスターと同じデザインの小さいタグが製品に各メーカーさまの垣根を越えて、釣りのライフジャケットであればどのメーカーさまでも共通のタグを付けていただいています。したがって、例えば釣具屋さんとか、ほかにもライフジャケット売っているところに行ってくださいと、このポスターの商品がこのタグのついた商品だと確認頂いて、実際の製品を選んでいただけるようにしています。このように、地道に取り組んでいますので、もし普及のお力添えをいただけるようでしたら、今、北村委員からもお話しいただいたように、ぜひ色々な形で普及していただけると大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

○仲会長 ありがとうございます。

○北村委員 すみません。ちょっとだけいいですか。

○仲会長 はい。

○北村委員 今回の提言のところで、啓発に関する項目は挙がっていますが、具体的に何を啓発したらいいかというのはなかなか見えにくいのではないかと思います。メーカーや業界団体の方はよく分かっているので、こういう内容を啓発したらいい、というのが分かると思いますが、今の提言に啓発をする団体として、消費者団体、国、都と入っているものの、結局それらの団体が正確な情報を持っていないと正確な発信ができないと思います。そのため例示でもいいので、例えば先ほどの推奨表があるなどの情報が、皆様からいただいて載せられると、何を発信していいのか、という参考になると思いました。

○仲会長 すみません、お待たせしました。菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 河川財団の菅原です。本日オンラインで失礼いたします。

今の推奨表の話になるんですけども、この報告書の39ページのところにRAC川育ライフジャケット認定規則のところで、川での場合の区分表というのが紹介されています。こちら例えば、先ほど静水域・流水域という意見がありましたけれども、39ページのところで、活動場所を、先ほど宮尾委員からもありましたけど、川といってもいろんなパターンがありますので、流水エリアから静水エリアというふうに分けて、さらに用途別・浮力別に

分けられています。川の場合はこういった整理になるのかなというところがありますので、まずは目安として川に行く場合はこの表を見ればいいんですけど、例えば海に行く場合だとか、そういったことのそれらを包括したようなものというのは今のところないので、そうした発信ができると自分の活動エリアが流水なのか静水なのかという環境別あるいはこういう活動をするという活動別に、必要なライフジャケットというのが見えてくるんじゃないかなというふうに思いました。

はい、以上です。

○仲会長 貴重なご指摘ありがとうございます。39 ページに記載があるということですね。ほかはいかがでしょうか。

○木村特別委員 すみません。

○仲会長 はい。木村委員、お願いします。

○木村特別委員 消費者団体の目線からちょっと教えてほしいんですが、190 ページのこの試着の推奨についてなんですけども。一番最後のところで、子供の成長が早いのでサイズ確認が重要であるということ。こういうことを書いていた場合に、お子様のライフジャケットを購入するときに、来年のこともあるからちょっと大きめにしておこうとか、そういうふうになってしまわないのかなとちょっと思ってしまったんですけど。

○仲会長 なるほど。

○木村特別委員 どうなんでしょう。

○仲会長 それは困りますね。過大なライフジャケットは望ましくないのです。

○宮尾特別委員 今のはね、同感です。特に小さい子供を川へ連れて行くとき、幼児のような子を。ライフジャケットがあまり小さいのがないので、子供用のものを買うんですね。でも子供用だとブカブカなんです。小さい子には。幼児用というのはあるんですけど、先のことを考えるからちょっと大きめを買っておこうかと、というふうについ考えてしまうから、今の成長を考えてというのはちょっとどうかなという気がします。むしろ大きいのを買うと、特に幼児、小さい子には危ないというふうに私は思います。だからちょっと書き方の工夫が必要かなと思いました。

○仲会長 イメージとしては、靴を買うように、小さい靴ずっと履かせたり、大きくなるから大きい靴を買っておこうとはならないですよね。成長に合わせてふさわしい靴を買っていくように、ライフジャケットを買い替えていただけると、年齢に応じて買い替えていただけるのが一番望ましい。そういうことがちゃんと伝わるような表現ということでしょうね。

○宮尾特別委員 大は小を兼ねないんですよ。ライフジャケットの場合は。

○仲会長 特に実験の中で過大なものは危険だと強調されているので、成長が早いので大きめを買おうと思われなような、そのような書き方が必要というご指摘と受け取りました。

○宮尾特別委員 もちろんベルトで調節できるようにはなっているけど、特に一番小さい子のやつは難しいと思います。ベルトで絞められないから。股下をやっても、股下が追いつかないぐらいの小さい子のライフジャケットはとても難しい。

○仲会長 そうですね。股下が嫌だというお話もありましたから。

○宮尾特別委員 小さい子は嫌だとかそういう次元以前に、股下を付けてもブカブカになってしまうというのがあるから。小さいライフジャケットだったらいいですよ。幼児用のライフジャケット。ただ、世の中に幼児用のライフジャケットってどのくらいあるかということですよ。それはメーカーさんが考えておられる話ですけど。そこがなかなか難しいところだと思います。幼児用のことについてメーカーさんからコメントいただいたほうがいいかもしれないです。小さい子にはどうしたらいいのかという。

○仲会長 専門の方々、いかがでしょう。

○宮村特別委員 小型船舶関連事業協議会、宮村です。

もちろん、そのような幼児の方が着用できるような小さいタイプの、かつ、股ベルトがあって調節ベルトがある。こういったものを販売されているメーカーさんもあります。私の知る限りでは、やはりそれでもその安全性を担保するために、大体のメーカーが桜マークを取得して世の中に出していると。それが性能の担保だという形で、幼児の規定もありますので、幼児さんが着用されて、たしか私の記憶ではちゃんと復正機能といいまして、上半身顔が上に向く仕様でなければ型式承認を取れないようになっていましたので、そういったもの、安全性の高いものもメーカーとしては出しているはずですよ。

○仲会長 ありがとうございます。

○宮村特別委員 数は正直、販売数量が少ないので、数としては少ないかもしれません。全メーカーがやっているわけではないです。数社ですかね。きちんとしたものを出しているのは一、二社だと思います。ただ、あることはあります。

○仲会長 この協議会での提言を通して、子供にとってもライフジャケットは必要だと、必ず買うようにというふうになっていけば、もう少し数も種類も増え、よい循環が生まれるのではないかと思います。

○宮村特別委員 正直申し上げて、我々も皆さん着用される方の安全を考えて、素晴らしいものを作っているつもりではありますが、我々もビジネスですので、ボランティアではないですので、商売になるものに注力してしまうのは正直なところです。ですので、この提言を踏まえて、ライフジャケットをしっかり皆さんに着用していただける、購入していただけるようになれば、我々メーカーとしてももっとたくさん種類も充実したものを作っていけるんじゃないかというふうに考えています。

○仲会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次に資料1、協議会報告書（素案）の第8章、検証実験結果について、前回報告した以降の結果報告となります。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○今井課長代理 生活安全課、今井です。

検証実験結果について説明いたします。

1－1の資料をご覧になっている方は、162 ページ、第8章をご覧ください。

ライフジャケットの使用に関する検証実験結果について、第2回協議会やその後の資料提示で、委員等の皆様からのご意見を踏まえて修正した主な点を説明いたします。

162 ページにつきましては結果の概要となります。概要については各ページの修正内容を反映しております。このページの具体的な修正点につきましては、一番下に記載のある、浮力体が正常なものと潰れたものの比較の結果から言える矢印の記載部分に関して文章を一部削除し、その上の試験結果から言えることを簡潔に記載しております。

ページが変わりまして、続いて 163 ページをご覧ください。

まず今回、実験結果は結果をより分かりやすく伝えるため、一部の試験条件及び試験結果に絞り資料に掲載することといたしました。そのことが分かるよう、第2、試験概要の2行目の「なお」からの文を追記しております。

下に移りまして、また今回、実験ではそれぞれの検体間の性能比較を行っているわけではないので、第3、検体概要の表8－2のとおり、検体記号と認証マークとのひもづけをやめ初期浮力を記載して、初期浮力が小さい順に並べ替えして検体AからFの記号を振り直しております。

続いて、164 ページをご覧ください。第4、試験方法の説明になります。

今回の試験が通常の浮遊試験時の後傾姿勢とは異なり立位での姿勢で行ったことが伝わ

るよう、通常の浮遊試験時の写真を追加し、より伝わるよう文章の修正や適宜強調を行いました。

また、(2)の浮遊時の状態につきましては、息吐きや腕上げというのがどのような状態を想定して試験を行ったか分かるように、2文目の「また、息吐きは」といった、息吐き用の文章をより詳しく追記しております。

ページが変わりまして、165 ページをご覧ください。2 番、各状態における浮遊のイ、適切な着用につきましては、今回掲載する検体数を減らしたことに合わせ、表 8－4 の検体の記載を修正しております。

ページが変わりまして、続き 166 ページをご覧ください。ウの不適切な着用、エの不適切な着用にも同様に、掲載する検体数を減らしたことに合わせて表 8－5、下にいきまして表 8－6 の検体の記載を修正しております。

ページが変わりまして、167 ページをご覧ください。オの不適切な選択、カの不適切な保管についても、検体数や、オについては試験状態も掲載する検体を絞りましたので、表 8－7、表 8－8 の記載を修正しております。

また、下になりますが、おもりについてどのようなことを想定して実験したかといった内容を、注釈の頭に追記しております。

168 ページをご覧ください。ここから試験結果になります。

試験結果は、より分かりやすく結果が伝わるよう、レイアウトを全体的に変更いたしました。具体的には実験結果の図を上にして、図の中で写真の口の位置が水面上であるかどうかを写真の近くに記載しました。また、図の下に結果から言える主な傾向を箇条書で示し枠で囲んでおります。さらに、その下に矢印で傾向から言えることを示す形式といたしました。

戻りまして、1 番の非着用時と適切な着用の比較について、図 8－3 では着用時の結果として、6 検体から浮力の最も小さいものと高いものの 2 検体に絞り、また、図の中のその下の※二つ目で浮力の差と大きい浮力による影響等についても追記しております。傾向ですとか、その下の矢印の内容については特に変わりございません。

ページが変わります。続いて、169 ページをご覧ください。2 の適切な着用と不適切な着用 1（調節ベルトの緩み）との比較につきまして、掲載する結果を図 8－4－1 の一番左のこの条件で比較基準となる適切な着用で腕を下げた通常呼吸時の結果とそれ以外については、口元高さを想定した結果のみに絞り、被験者のとった行動や動作別に上下二つの表に分けております。上は腕下げ通常呼吸、下は腕上げ・息吐きの状態の結果になります。

また、図 8-4-2 がこういった条件でやったかというのを上の 2 行目ですね、今回の実験において体が最も水中に沈み込む条件で行ったものであるといったところを加筆しております。結果から言えることに関しては変わりありませんので省略いたします。

ページが変わりまして、170 ページをご覧ください。3 番の適切な着用と不適切な着用 2 (股ベルトの緩み等) の比較につきまして説明いたします。

こちら先ほどと同様に、掲載する結果を絞っております。図 8-5-1 の一番左の比較となる写真と、ほかには口元高さを測定した結果に絞り、被験者のとった姿勢や動作別に表で二つの表に分けております。上が腕下げ・通常呼吸、下が腕上げ・息吐きの表になります。また、上から 2 文目に、「図 8-5-2 は、今回の実験において体が最も水中に沈み込む条件で行ったものである。」と、条件についても記載しております。

ページが変わります。172 ページをご覧ください。4 番の適切な着用と不適切な着用 (過大なサイズ) の比較について、被験者の体格のデータを追記し、掲載する結果を適切なサイズと過大なサイズで、それぞれ調節ベルトが適切な位置、調節ベルトが適切な位置から 5 センチ緩めの二つに絞っております。

下に移りまして、主な傾向の下に記載がある主な傾向から言えることについては、結果から分かる伝えたいことに内容を絞り、適切なサイズの選択が重要であるということを記載しております。

こちらのページの修正は以上になります。続いて、172 ページをご覧ください。適切な保管と不適切な保管 (浮力体の潰れ) の比較について説明いたします。

上の図については、被験者着用時の結果を検体ごとに浮力体の潰れがないものとあるもので並べたものになります。また、下の図はおもり及び型枠を装着させたときの結果を同様に、検体ごとに試験結果のみ掲載いたしました。

また、下に移りまして、ページ下部の矢印の所の主な傾向から言えることについては、結果から分かる伝えたいことに内容を絞り、注釈については先ほどと内容一緒になりますけれども、おもりを載せた経緯について加筆しております。

実験結果の主な修正点の説明は以上になります。

続きまして、別添資料について説明いたします。173 ページをご覧ください。主な修正点を簡単に説明いたします。

まず、全体の主な変更点として、先ほどの試験結果資料に合わせ、試験結果を絞って掲載しております。また前回、説明書きは特になかったのですが、冒頭に試験内容等についても

文章で示しております。

ページが変わりまして、174 ページをご覧ください。着用・非着用の比較では、実験結果資料と同検体の結果のみ掲載しております。

ページが変わりまして、175 ページをご覧ください。調節ベルトの緩みの比較では、着用・非着用の比較と同様に結果がより分かるよう、写真の口の位置が水面上であるかどうかといったことをまず記載し、また試験条件が伝わるよう赤字等で強調しましたり、また息吐きや、腕下げ・腕上げというのはどういった行為かを赤字で表の下の方に追記しております。

176、177 ページは股ベルトの緩みの試験の比較ですが、こちらも同様の修正をしております。写真の口の位置の記載や、試験条件の強調、あとは表の下に赤字で息吐き・腕上げなどの条件に関して追記しております。

ページが飛びまして、178 ページをご覧ください。過大なサイズとの比較になります。こちらも実験結果に合わせて、腕下げ・通常呼吸の条件に結果を絞り、また写真の口の位置が水面上であるのかも各写真の下に追記しております。

ページが変わりまして、179 ページをご覧ください。浮力体の潰れとの比較に関しては、図の中に※で説明を追記しております。おもりを載せた経緯については、左下に追記し、またおもり及び型枠を装着した状態での浮遊試験につきまして、浮遊試験時の試験条件を追記しております。

180 ページも修正は同様になります。

以上で実験結果と別添の主な修正点となります。よろしくお願いいたします。

○仲会長 はい、ありがとうございます。

それでは、実験結果についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

はい、お願いします。

○野田委員 はい。全国消費生活相談員協会の野田です。

まず、164 ページの共通事項のところ、ここの1 ページが前回の資料よりも格段に分かりやすくなったなと思います。特に浮遊時のときの状態って、実際ライフジャケットを着けてどうなるのかということを知らない人がほとんどだと思うので。そういった知らない人たちに、この通常の浮遊試験時はこういう姿勢をとるんですよ。今回の実験では、こういう形で息吐き、それから腕上げを行いましたというところは非常に分かりやすく伝わるかなと思いました。その上で、ちょっと使われている写真の中で感じたことなんですけれども、171 ページのところで、4、適切な選択と不適切な選択の比較のところなんです、上の写真で

適切サイズで水面上口位置7センチ、過大サイズで水面上で6センチと出ているんですが、写真は差1センチよりももうちょっと沈み込んでいるような印象を受けたんですが、これは撮影のときの角度とかそういったところになるんでしょうかというのが質問事項です。

以上です。

○仲会長 はい、ありがとうございます。

では事務局から、ご説明をお願いします。

○今井課長代理 生活安全課、今井です。

ご指摘がありました171ページの写真に関して、試験の条件はなるべく同じようにしてはおりますけれども、どうしても水面の揺れですとか被験者の位置等もございますので、写真では1センチの差というのが見えづらいのは否めないかと思えます。

試験結果について、一番冒頭で補足事項といたしまして、「写真に関して浮遊ができるだけ安定した際に撮影を行ったが、水面と被験者が動くため、水面位置などが若干異なる場合がある」というところの断り書きはさせていただいているところでございます。

以上になります。

○仲会長 ありがとうございます。断り書きはどこに書かれているのですか。

○今井課長代理 168ページの第5、試験結果の一番最初の冒頭の文章になります。

○仲会長 すみません。ご説明があったのかもしれませんが、実験ではこの口元の位置はどのように計測されたのでしょうか。

○今井課長代理 口元の位置につきましては、この写真では全く写っていないのですが、実際は水中に補助者の方が別におり、定規のようなものを近づけて被験者の口に当てて何センチになるか測っております。

○野田委員 なるほど。

○仲会長 水面が口元の上にあるように見えていますけど、見え方の問題で、実際はちゃんとアナログで計測した数値を示しているということですね。

動画から切り出して画像にしているとのことですが、これが最も適切な瞬間なのでしょうか。

○今井課長代理 基本的には同じタイミング、安定した状態で一番沈んだタイミングでそれぞれの写真は撮っております。

○宮尾特別委員 今、気がついたんですけど、いいですか。

○仲会長 はい。

○宮尾特別委員 これ、カメラは多分固定して撮られているんですよね、写真。

○今井課長代理 はい。

○宮尾特別委員 これを見ると、沈むと水面が上がるじゃないですか。そうすると、水面が映るのは、口元は向こうなんだけど。写真に写るのは、例えば、今見て思ったんですけど、これ 172 ページに載っているのが一番沈んだ状態が水面付近ですけど、完全に目のところに水面がきていますよね。つまり、カメラを固定しているから、こちらの水槽の面の写真が写ってしまう。奥を見たら。

○仲会長 ラインが見えますね。

○宮尾特別委員 もう一本線があるんですよ。

○仲会長 見えていますね。

○宮尾特別委員 そういうふうに見えていることがあるので、今のようなことが分かった。それから、その前 171 ページを見ても、一番右上、水面上6センチと書いてあるんですけど、どう見たって目まで水が浸かっているように見えちゃうんです。カメラの位置より相対的に水面が上がってしまっているから、こういうふうに映るのかなというふうに気がつきました。そうじゃないと何か変ですもんね、これ、どう見ても。水面上7センチと水面上6センチの1センチの違いが、これよく見ると、ん〜っと思ってしまうから。ちょっともう写真撮っちゃった後だから、もう何ともしようがないんですけど。ちょっとぬかったという感じですか、これは。常に水面の位置にカメラを移動して写真を撮ればよかったんだけど。

○今井課長代理 ありがとうございます。

○木村特別委員 いいですか。

○仲会長 はい、お願いします。

○木村特別委員 171 ページの先ほどから言っているこの7センチの部分の写真ですけども、これ被験者の方が上を向いているんですよね。これ真つすぐ向いていたらもう少し沈んでいると思うんですけど。つまり、後頭部が漬いている分だけ顔は出ているんですけどもという、ちょっとその違いがほかのここにある写真とは違うところですね。多分、顎を引いて顔を真つすぐに持ってきたら、それなりに沈むから隣との7センチ、6センチの違いというのは同じぐらいになるのかもしれないですね。測ったときは顎引いていて真つすぐになっていた。多分そうだと思う。

○宮村特別委員 多分ですがこの場合、ライフジャケットが上にきていますので、顎に干渉して上に上がってしまうと思います。

○仲会長 ほかはいかがでしょうか。

○宮村特別委員 一つ、よろしいでしょうか。

○仲会長 はい、お願いします。

○宮村特別委員 はい。小型船舶関連事業協議会の宮村です。

当初はたくさん写真があつて、我々の意見を聞いていただいて削除されている状況でありがたいと思っているんですけども。一つ、よくよく考えてみると、腕上げ・息吐き・正常に着用している状態の結果についての言及がどこにもないのかなと思います。写真については以前はあったんですけども、やはりこの写真の角度の関係で沈み込んで見えるので誤解を招くから削除してくださいということで削除していただいているんですが。結果として、きちんと締めつけたときの腕上げ・息吐きの状態がきちんとしたものですよということがどこにもなくなってしまっているのかなと思っておりまして、ちょっとご確認いただければと思うんですけど。もし言及されてないのであれば、試験結果の冒頭に「通常に締めた状態で、手を上げて息を吐いても顔面が水面上に出ていました」という一文を書き加えていただければうれしいかなと思います。

以上です。

○仲会長 はい、ありがとうございます。

事務局いかがですか。既に記載があるのでしょうか。それとも漏れているので追記が必要なのでしょうか。

○今井課長代理 腕上げ・息吐きについては、あくまで条件として164ページに示していますが、評価は、特段今までお示しした資料ではしていなかったと思います。

○宮村特別委員 表の3の試験方法の欄で書いてありますので、これの結果として問題なかったというのが書いていただければよろしいかなと思っています。

○柿沼特別委員 よろしいですか。

○仲会長 柿沼委員、お願いします。

○柿沼特別委員 今の宮村委員のご意見の補足になります。とても大事なところだと思つていまして。ちょっと私の読み方がおかしかったら、またご指摘いただければと思うんですけども。今回、この試験方法の(1)(2)については、十分誤解のないような記載を事務局の方にはしていただいているということはよくよく理解をさせていただいています。

その上でなのですが、今回消費者団体のご関係の皆さんがいらっしゃるので、もしよかったらご指導いただければなと思っているのは、(2)のところに「息吐き」と書いてありま

すが、この息吐きは危険状態を知らせるために大声を出すなどして、体が水中により沈み込む動作を想定している。

あともう一つは、腕上げは危険状態を知らせるために手を上げるなどして体が水中により沈み込む動作、かつ、ライフジャケットが脱げやすい体勢を想定したものであるため、不適切な着用では息吐き及び腕上げの状態における浮遊状況も観測したと。この説明のとおりなのですが、改めて申し上げますと、ライフジャケットをきちんと着用して、通常の浮遊姿勢で浮遊している場合に当然、例えば桜マークの付いたライフジャケットだと、救助要請をするために笛が付いています。それを浮いている状態で「私はここにいます」というために「ピー」と思い切り息を吐くわけですね。とか、あとは「ここです」というふうに浮いている状態で手を振るわけですね。ちゃんと着用した通常の浮遊姿勢であれば、当然息を吐き切って笛を吹いても問題なく浮いていますし、「助けてください」と手を振っても浮いていられるのがライフジャケットなのです。この点が大切で、今、宮村委員からお話があったとおり、ちゃんと着用してれば息を吐いても浮いていますし、手を振っても沈まないんですということが、何か一文ちゃんと書いていただきたいです。本日のこの報告書（案）のままずっと読み進めてしまうと、「あれ、ライフジャケットって息を吐いちゃいけないのかな」とか、「ライフジャケットって手を振っちゃいけないのかな」と誤解されないかなということが、消費者の皆さまが誤解されないかなということが心配なので、宮村さんがおっしゃったとおり、日本語でちゃんとライフジャケットを着用していれば、例えば救助要請で笛を吹いたり、手を振ることも全然問題ないということが、いま申し上げたとおりの日本語ではなくても良いので、まず、通常の浮遊姿勢であれば、息吐きや、腕上げも安全なんですということが冒頭に一文あった上で、今回はあえて危ない場面を想定するために、ちょっと普通とは違う姿勢で実験したのですと示されれば、報告をご覧になる消費者の皆様に、まず安心していただいた上で、今回はわざわざやっていることが伝わりやすいと思います。多分、消費者に近い団体の皆さんからの目線のほうが正しいと思うので。先ほどちょっと随分分かりやすくなったと仰っていらっしゃったので、そこまで書かなくてもいいのかなとも思うのですが。笛を吹いて助けを求めたり、手を振って助けを求めることというのが安全にできるのがちゃんとライフジャケットを着用した姿なのだという部分は、何か全体の報告に入る前に日本語でしっかり明記されたほうが良いと思いましたので。

○米山委員 すみません、今の点について。ちょっと前から気になっていたというか、先生方のご説明で、通常のライフジャケットでは、写真のように、こうやっているところでみん

なテストもするし、こういうのを想定、こういうって今見えないかもしれませんが。

○柿沼特別委員 後傾の姿勢ですね。

○米山委員 はい、後傾姿勢です。その後傾姿勢のときに、「ピー」と笛を吹いたり、「おーい」と手をあげたりしても大丈夫なものであるというのが正しいんですよね。だとすると、今の後傾姿勢の説明のこの写真のある箇所でそのことを言っていたかないと、この下のほうで立位の姿勢で、これで普通はこうやって笛を吹きますというと、どうやって笛を吹くのかと思いますので。今の通常のところに、おっしゃった説明があると、素人でもすつといけると思います。

○仲会長 ありがとうございます。

では、オンラインから江口委員、お願いします。

○江口特別委員 はい。これ、都民の皆さんが見て分かりやすくということがポイントだと思いますので、皆さん、言いたくても言えないかもしれませんが、あえてリモートなので言わせていただくと、分かりやすい写真を撮り直してもいいのではないかと。実験は実験としてもう結果を確認しているわけですから、写真については都民の皆さんが分かりやすい写真を撮り直す。もし時間と予算とそういう余裕があるのであれば、そういうことも大事なというふうに考えてしまいました。

以上でございます。

○仲会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○宮尾特別委員 いいですか、ちょっと関連して。

○仲会長 どうぞ。

○宮尾特別委員 先ほどの文言で、言葉で書くということは必要だと思いますけど、せっかく 169 ページと 170 ページにある図、上の上段のほうは「適切」というのがあるんですよね。下段のほうは、調節ベルト緩めるところ、「適切」というのがないんですけど。腕上げ・息吐きで「適切」のがあれば、少なくともより分かりやすくなるんじゃないかと思うんですけど。どうしてこれ、「適切」を抜いちゃったのかなと。実験はやっているはずだと思うんですけど。その次のページもそうですけど。要は、先ほどからの議論で腕上げ・息吐きの適切に着用しているときの写真がないですねと言われたんですけど、ここに「適切」という上の段と図の 8-4-1 と同じように、「適切」の文言を入れたらいいんじゃないでしょうか。

○今井課長代理 事務局、今井です。写真に関しては、今回、手持ちの写真が資料に掲載し

ているものになりますので、改めて撮るか撮らないかは、また新たに実験等を行うわけにも
いかないので、検討したいと思っております。

宮尾委員から、今ご質問があった適切な写真がないことにつきましては、今回資料を修正
する上で、前回の資料ではいろんな写真を載せたほうが分かりやすいというご意見もあり
つつ、逆に写真を載せることで写真から見られるマイナスなイメージだったり、あとは水面
上でも水面下に見えるので、そういった写真は掲載する必要がないのではという両方の意
見がございました。そういった意見を踏まえた上で、試験としてなるべく結果が伝わるよう
に、残した結果が今回の資料になります。なので、適切な写真自体は確かにあるのですが、
掲載がなくても、通常呼吸で腕下げ、適切にベルトを締めた状態という基本の姿勢があれば、
比較ができるのではないかと考えて、このページと次のページについては下の段の適切な
写真を掲載しておりません。

○宮尾特別委員　そこで抜いちゃったのがおかしいんですよ。腕上げ・息吐きで締め付けた
やつ。

○折原課長　すみません。補足させていただきますと、おっしゃるように、適切に着用した
状態で試験した際は、腕を上げても息を吐いても、口元高さが確保されている結果が出てい
ます。

○宮尾特別委員　それを見たい。

○折原課長　問題がない結果が出ているのですが、写真によっては先ほど宮尾委員がおっ
しゃったように、カメラ位置による水面の映り方等の関係もあって、ぱっと見た際に安全に
見えないという、そういう印象を与えてしまう恐れがあるという指摘を複数の委員からい
ただきました。このため、適切に着用した場合の写真は、腕下げ・通常呼吸の状態のみを掲
載し、腕上げや息吐きの状態は着用が適切でなかった場合の写真を並べるという形で、再度
整理させていただいたかたちでございます。

また、予算の関係もありまして、撮り直しは難しい現状がございますので、文章で補うよ
うな形で報告書をまとめたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○宮尾特別委員　169 ページの適切なものは、そんなに沈み込んでいるように見えたのです
か。169 ページの図 8－4－2 の適切が沈み込んでいるような写真でしたか。腕上げ・息吐
きの条件の悪いときに適切につけているときの写真が見たい。

○折原課長　前回の会議資料を改めて確認したのですが、前回の時点で既に写真を掲載し
ていなく、資料として現状公開しているものに該当する写真がなく、お見せできない状況で、

すみません。

○宮村特別委員 腕上げ・息吐きの結果は問題ない結果が出ているんですね。水面上に顔が出ているのは確認できているので、あえてこのベルト等を緩めた実験結果のところの適切で写真の掲示の必要はないかと私は思っているんですけども。文面だけでも書いていただけたらというのが、冒頭の私の意見といえますか、お願いであります。写真としてはここにあるもので、よろしいのかなと思います。

○柿沼特別委員 私は余談ですけど、個別にということを上申しているのではなくて、先ほど米山委員からもちょっとお話のあった、一番最初の浮遊姿勢のところ、安全なんですよと全体にかかるところで、ひとつ日本語を足していただければ、あのものについては特に違和感はないので。

○仲会長 ありがとうございます。いろいろな事情があるのはよく理解していますが、確かに169、170ページを見ると、表が二段になっていて、同じフォーマットになっていないのが気になります。何かを隠しているように見える。上の段は4コラムあって、下の段は3コラムしかないというのは気になります。

○折原課長 最初に資料を作ったときは一つの表でしたが、分割して二つの表に分けました。図8-4-2のところの適切な写真が、現状抜けた状態になっていますが、その抜けがスペースとしてあると逆に浮き上がった見え方になってしまうところがありまして、スペースがない方が自然な見え方になるのではないかとということで、表をあえて2つに分離しました。

○仲会長 あるいは、そろえるとなると、むしろ上の段の図8-4-1の適切な写真をコラムごとなくしてしまう。全て文章で説明するという方針もあるかなとは思いますが、難しいですね。

○柿沼特別委員 今、会長がおっしゃったのでも特に問題ないと思います。要は、ちゃんと着ていないとこれだけ駄目なのだよということが、ここで伝わればいいメッセージなので、ちゃんと着ていないと沈んでしまうんだと分かればということで言うと、会長がおっしゃっているとおりだと思います。

○仲会長 協議会で心配しているのは、きちんと実験をしてきちんと結果が出ているのに、写真で誤解を受けることです。それに対して先ほど江口委員も、写真を撮り直したほうがいいんじゃないかという意見まで出てくるぐらい、誤解を受けそうな写真があります。後ろのほうに水面のラインが出ていますので、角度がついて撮影されてしまい、誤解を受けるよう

な写真になってしまっています。

写真を撮り直すのは、実験のやり直しになるので、予算上さすがに難しそうだと理解できますが、例えばイラストレーションで書き直すなどの検討の余地はありますか。論文に掲載する図や写真で、個人情報特定しないように写真をイラストレーションにするアプリがあり、簡単にイラスト化できますが、そのような方法で誤解がなく伝わるのであれば、検討する価値はあるかと思います。何か隠しているとか、危ないんじゃないかと思われるよりは、できることは一通り検討しておきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○柿沼特別委員　そういう意味で言うと、今、もちろんお金をかけてやっていただいているということはよくよく承知をしてはいますけれども、会長がおっしゃるとおり、私も1回目、2回目でも申し上げましたが、一般の方がこれをぱっと見たときに、やはり誤解のないようにお伝えするという事は極めて大事なお話で、一たび出てしまったら、やっぱりその後、コントロールが効かない話なので、せっかくの写真ということはよくよく承知はしているんですが、もし本当に安全な方にバーを振るということで言うと、イラストというのは非常によいアイデアかなと。もうちょっと寄り添って申し上げれば、この写真を生かしたイラストという言い方をすればいいんですかね。

○仲会長　そうです。この写真をアプリに投げ込むと、イラスト化される。そのときにラインが投影されて二重になっているから、水面のラインを7センチ、6センチとはっきりわかるようにラインを引くという方法がわかりやすいと思います。

○木村特別委員　でも、これ例えば170ページの適切な写真は、177ページにも載っているわけですから、同じものが。だから別に外しても問題はない。写真を没にするわけではない。

○柿沼特別委員　なので、写真で一般の方が誤解を受けそうな点をイラストという形にすることで、その懸念を払拭すると。例えば先ほどお話があった、ものによって例えばちょっと下から映しているように見えてしまっているとか、そういうものを絵という形で実験結果を生かす形で、それを誤解のない絵にしてお伝えするという形だと、実験をやったことがないと絵は作れないわけですから、実験結果を生かす形で誤解のない絵にして表現するという事にすれば、より間違いはないですね。と思いました。

○片岡部長　事務局からちょっとよろしいでしょうか。今、イラストということで先生方からご意見をいただいたところなんですけれども、我々はそのイラストに対する知見がないということもありまして、全く分からない状況で申し訳ないのですが、まず絵にすることにもお金がかかるんじゃないかというような懸念が一つあるということと、それと、こ

れは先生方も皆さん同じだとは思いますが、基本的に実験したものについては公明正大に出していきたいという考えがございます。都民の方に誤解を受けるのではないかとご心配をいただいているわけですが、絵にしたことによって、あるいは分かりやすいところを選んで、それ以外のところを見えなくするというところで、都民の方から逆に恣意的にやっているのではないかという誤解を得てしまうと大変なことだと思いますので、基本としましては、先生方も皆同じだとは思いますが、実験の結果というのはしっかりそれはそれということで、結果が出たものですので、出していきたいというふうなベースの考えがございます。

もちろん都民の方に誤解がないようにというのは全く同じですので、ご意見いただいて調整をしてくれているところですが、これ以上のことは、我々、都としては判断が難しいところがございます。

○仲会長 私が一番気になるのは、172 ページの検体Eの一番右側ですよね。ゼロなのに明らかに沈んでいるように見えてしまう。でも奥を見ると、水面のラインが濃く見えますよね。角度がついているので、真ん中辺りが口元だろうと思いますが、そのラインをイラストではっきり書けば誤解がないのではないかと思います。やっぱり写真は公明正大に出し、文章で誤解のないように補足説明するという大原則で進めましょうか。これが落としどころとしては一番適切かなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、全体を通して何かご意見がありましたら、ぜひお知らせください。基本的には第4回協議会ではこの内容により東京都に提言をする予定となっています。

○友繁特別委員 一点だけ。日本釣用品工業会、友繁です。

全体の、前半の部分には触れられないということだったんですけど、私全体をざっと見直しさせてもらったところで、いろいろな種類の浮力具のご紹介のところ、イラストが幾つかあると思うんです。固形式、膨脹式、17 ページですね。写真真ん中の商品がクッションとして使用可能なものというふうに紹介されているんです。こちらはおしりの下に引いていいですよという意味合いだと思うのですが、今回の協議会での実験の中で重量物を載せると浮力が下がりますよという実験結果が実際に出ていて、重量のかけ方が非常に重たいのはもちろん理解しているんですけど、そういう結果が出ている中で、このクッションにしてもいいですよみたいな商品があるというのをここに載せることに対して、どうなのかなというのがちょっと疑問に思った点です。

以上です。

○仲会長 確かに。ありがとうございます。ご指摘を受けて気づきました。この点についていかがでしょうか。

○宮尾特別委員 私がクッションに使っているライフジャケットがあるよということを申し上げたんですけど、それをあえて入れたのは、そう言って使っているやつは浮力が落ちている可能性があるよということを、そういうクッションとして使っているライフジャケットが世の中にはありますと。かつ、それは浮力が減っているということが認識されていないから、それを注意喚起する必要があるよという、そういう趣旨で申し上げたんです。クッションとして使うことを推奨しているわけではなくて、現実には東日本大震災の後に、随分それが普及しているものですから、その注意喚起が必要だということで申し上げたんです。文面をその後チェックしていないので、今言われて気がついたんですけど。そういう趣旨だった。

○仲会長 ありがとうございます。では、補足説明を追記するというので、よろしいですか。

○宮尾特別委員 ご意見を言われた人が納得されるかどうかなんですけど。

○仲会長 よろしいですか。

○友繁特別委員 はい。別に消していただく必要はないと、おっしゃるとおり世の中に普及しているものですので、排除という意味ではなくて、実験結果上こういうことが結果として表れていますよというのが明確になったほうが、逆にいいのかなという気はします。

○仲会長 ありがとうございます。

○吉川氏 このクッションの製品なんですけれども、これは防災用としてたしか売り出されているんじゃないかなと思うんですね。レジャーでこれを推奨しているという製品ではないと思いますので、その説明が、ここの製品説明でされたほうがいいんじゃないかなと思います。

私もこれは防災の製品として子供たちがクッションとして使っていく中で、浮力ってどういうふうになっていくのかなというのは実は気になっていたところではあるんですけども。今回のこの協議会では、この製品というのはある意味レジャーというところでは適切な製品として紹介できるものではないんじゃないかなとも思うので、これは防災用であるんだけど、今国内で流通している製品の参考情報として紹介するというような説明がなされればいいのかなと思いました。

○仲会長 分かりました。ありがとうございます。

○宮尾特別委員 関連してですが、ラインくだりのところでどことは申し上げないけど、船にクッションとして使っているライフジャケットがあるんですね。あれはどういうふうメーカーさんは推奨されているのかなと思いますけど。僕が先ほど申し上げたのは、津波対策として海辺のカフェとか、ああいうところにクッションとして置いてあるのを僕は想定していたんですけど、船でライフジャケットをクッションとして使わせているようなところがあったんですね、実際に利用したときに。それはどうなんでしょうか。

○仲会長 メーカーの立場でいかがでしょう。

○宮村特別委員 小型船舶関連事業協議会、宮村です。

メーカーとしては、救命胴衣、船に載せているものとか桜マークがついているものということかと思うんですけども、桜マークのついている救命胴衣をクッションとして使用してくださいというお願いも一切しませんし、そのような使い方はしないでくださいみたいに申し上げている次第です。クッションはクッション、救命クッションというクッションがございますので、こちらを川下りに使用してください。救命クッションを納品している事実はあると思いますし、救命胴衣は救命胴衣で納品していますので、救命胴衣をクッションとして使っていていいですよということは、一切言ったことはないと思いますし、あるべきことではないと思います。

以上です。

○仲会長 クリアーになりました。ありがとうございます。

○米山委員 すみません。全く素人でごめんなさい。今のクッションとして使用できるという製品について、世の中には存在するんだよというのはあって、排除ではないと言いつつも、でもこの協議会ではそうした製品を使うことは想定していないし、もし桜マークのものをこんなふうの使用なんていうのは絶対あり得ないよということであつたら、説明の並びとして、膨脹式のこんなのがあるとか、正しいライフジャケットの説明がある中で、特徴的な製品として出てくるのは、やっぱり違和感があるように。

○宮村特別委員 クッションがですか。

○米山委員 そう、このクッションです。売られているから載っていてもいいというのも意味が分かるんだけど、本当に知識のない人がこれを初めて読んだときに、何じゃこれというのでちょっとどうしたらいいんでしょうと、むしろここに記載されていないほうが自然で、後ろのほうの、潰したら駄目だとの説明の中で、たまにクッションのように使う製品もあるが、それは、駄目なんだよみたいなことを啓発とか、そこで言えばいいような気がいたしま

すが、どうでしょうか。

すみません。名のりませんでした、米山です。

○仲会長 ありがとうございます。表2-9の中の真ん中のクッションとして使用可というのは全部削除して、説明文の中でこういう使用があるけれどもそれは望ましくないと丁寧に説明していくという案ですね。

○米山委員 そのほうがいいかなという案です。

○仲会長 いかがでしょうか。うなずいていらっしゃる方が多いので、その方針でいきましょう。

○宮尾特別委員 その場合、文章で防災用として使われているものがあるということは、彼らは使っている人は、ライフジャケットを兼ねていると思っていますから。確かにこういうことなんですね。クッションとして使用できる。現実には東日本大震災の後は結構普及していますので。それは防災用としてのことを注記して、この欄を消すことについてはいいですけど。

○柿沼特別委員 すみません。何度も同じことで本当に申し訳ないんですが、日本釣用品工業会の柿沼です。

この提言のところに、ライフジャケット着用で助かった事例というのが書いてあるんですけど、ちょっとしか書いていないですね。これは何度かこのテーブルで申し上げていると思いますが、もちろんちゃんと着用しましょう、ちゃんと着用しないとこんなになってしまうんですといことを報告するという点はよくよく理解はしているんですけど、きちんとライフジャケットを着用することによって、これだけ命が助かるんだということをアンケートにも入れていただいて、文章の量もよくよく承知しているんですが、第一着用促進というところにも、着用することで命が助かるという角度の書きぶりが入っていないのと、あとライフジャケットで助かった事例というのをもうちょっと増やしていただきたいなと。

やっぱり一番大事なのはライフジャケットを着用すれば助かる命があるということを、体験をもって多くの皆さんに伝えていただきたいと、本当に命が助かってよかったと、やっぱりライフジャケットを着ようと思っていただけるように、これは吉川さんもよくよくおっしゃっていたと思います。やっぱりライフジャケットを着用していることで、命が助かるということを生き生きと、この提言の中で書いていただきたいと、改めて、多分今回の最後のお願いになると思うんですが、改めてしっかりお伝えいただきたいと思います。

以上です。

○仲会長 ありがとうございます。たしか、これは修正で追記していただいた部分ですよね。

○柿沼特別委員 そうです。

○仲会長 さらに、もう少し事例があるとよいということですね。具体的にいかがでしょうか。アンケート調査の結果からここに記載すべき情報は、今出てきますか。第7章の辺りでしょうか。

○宮尾特別委員 今回のアンケート以外であれば、河川財団がライフジャケットをつけてということの効果をデータとして整理したものを持っていますよ。菅原委員に聞いてみたら。

○仲会長 菅原委員、ご指名がありましたが、いかがでしょう。

○菅原特別委員 ありがとうございます。数字としては出てはいるんですけども、いろいろな事例の中から同じ条件の中でライフジャケットをつけていた人と、つけていない人で助かったか、助からないか、同一条件下、同一の場所でそういったところというのが幾つか事例としてはありましたので、それは河川財団のホームページ等でも紹介をしています。

○仲会長 ありがとうございます。今、アンケートを見直しましたところ、120 ページに幾つかありますね。今、菅原委員からお話いただいた内容は、リンク先で示すというまとめ方にしたほうが、整理はつくと思います。この協議会の中で実際に行ったアンケートをベースに提言をまとめるというのが筋としては一貫して通ると思うので、120 ページの中で、例えば「エイに刺され倒れたが、ライフジャケットのおかげで溺れるなどの第二被害を防いだ」とか具体的なものがいっぱいありますので、この中から記述を二、三ピックアップして追記していただいて、それとは別に今、菅原委員が教えてくださったサイトのリンクを貼らせていただく。そして併せて推奨表もリンクを貼るという整理が理解しやすいかなと感じました。

ほかはいかがでしょう。

そう言っている間に、もう時間ですね。

では、この辺りで締めさせていただきたいと思います。次回、第4回協議会の日程は3月5日の金曜日です。次回は協議会報告書案について、皆様のご承認をいただき、東京都に報告書を提出いたします。そのため、次の協議会までに事務局が素案を修正し、報告書案としてまとめ、委員の皆様方にご確認いただきますので、ご協力ください。どうぞよろしく願いいたします。

○今井課長代理 事務局から資料2、今後の協議スケジュールの説明を手短にさせていた

できます。生活安全課、今井です。

報告書素案につきまして、本日はご意見いただきありがとうございました。

またさらにご意見やお気づきの点がございましたら、次回までの日程もございますので、今週末2月14日金曜日中をめぐればご報告いただけますと幸いです。事務局でいただいたご意見を素案に反映させた修正を取りまとめます。皆様には、お忙しいところ恐縮ではございますが、修正の意見などがございましたら事務局までご連絡いただくようお願い申し上げます。

第4回協議会は3月5日に予定しております。協議会報告書について、第3回協議会移行の修正点を事務局から説明の上、報告書として内容に問題がないかご確認いただきます。もしご意見が出た場合等は速やかに相談調整の上、報告書の内容を決定いたします。決定後につきましては、速やかに報告書の公表、プレス発表の実施を予定しております。都は協議会提言に基づき、消費者への注意喚起や関係する業界団体等や国等へ要望と情報提供を行ってまいります。

資料2、今後の協議スケジュールの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○仲会長 では、この件について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○迫特別委員 4回目終了後プレス発表ということなのですが、いつ頃のご予定ですか。

○今井課長代理 5日に意見が出て修正する、しないによるかなと思います。

○迫特別委員 時間がかかる場合があるかもしれないということですね。

○今井課長代理 基本的には速やかに行っているところでありますので、修正が多くなければ、なるべく速やかにといったところです。

○迫特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○仲会長 よろしいでしょうか。それでは、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力いただきましてどうもありがとうございました。

午後3時31分閉会